

府中市障害福祉計画検討協議会設置要綱

平成18年3月23日

要綱第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第88条第1項の規定に基づく府中市障害福祉計画を策定するため、府中市障害福祉計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の依頼に応じ、法第88条第2項各号に掲げる事項を協議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 府中市医師会の会員 2人以内
- (3) 多摩府中保健所の職員 1人
- (4) 養護学校の教員 1人
- (5) 府中公共職業安定所の職員 1人
- (6) 市内で事業活動をする企業の役員 1人
- (7) 府中市民生委員児童委員 1人
- (8) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会の職員 1人
- (9) 福祉団体、福祉作業所等の職員又は関係者 3人以内
- (10) 公募による市民 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長から依頼のあった日から第2条の規定による協議結果を市長に報告する日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長の指名する委員とする。

- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。
- 5 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。